



2010年5月18日

各 位

会 社 名 伊藤忠商事株式会社
代表者名 取締役社長 岡藤 正広
(コード番号 8001 東証第一部)
問合せ先 広報部長 高田 知幸
(TEL. 03-3497-7291)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月18日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成22年6月25日開催予定の当社第86回定時株主総会に付議することを決定致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

当社は、役員ของบริษัท内における業務執行について、その権限を執行役員としての業務執行権限に一元化し、役員役割・役称を整理するため、平成22年4月1日付で役員制度を改訂致しました。これに伴い、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）及び第25条（執行役員および役付執行役員）を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年6月25日
定款変更の効力発生日	平成22年6月25日

以 上

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名を定めることができる。</p>
<p>第 22 条～第 24 条 （省 略）</p>	<p>第 22 条～第 24 条 （現行通り）</p>
<p>第25条（執行役員および役付執行役員） 執行役員は、取締役会の決議によって選任する。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。</p> <p>②取締役会は、その決議によって副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。</p>	<p>第25条（執行役員および役付執行役員） 執行役員は、取締役会の決議によって選任する。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>社長を定める</u>ほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。</p>
<p>第 26 条～第 35 条 （省 略）</p>	<p>第 26 条～第 35 条 （現行通り）</p>